

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則の一部を
改正する規則

(改正理由)

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

(改正内容)

条例の改正に伴い生ずる項のずれの整備を行う。(第2条関係)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。